

2014 年 3 月 13 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第 313 号)

上海市工商行政管理局、 企業年度報告開示規定を公布 自由貿易試験区で先行実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市工商行政管理局は、2014 年 3 月 3 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）』、『中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿管理弁法（試行）』の印刷・配布に関する通達』（滬工商管[2014]49 号、以下『49 号通達』という）を公布しました。企業年次検査の廃止に伴って導入される企業年度報告開示制度が、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において先行実施されます。

□ システム上で年度報告を提出

『中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）』（以下『年度報告弁法』という）によれば、上海自由貿易区内の企業は毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、企業信用情報開示システムを通じて前年度の年度報告を提出・開示しなければなりません（第 3 条）。上海市工商行政管理局の公式サイトから、上海市の法人オンライン身分統一認証である「一証通」¹を使ってシステムにログイン（第 7 条）し、企業法人の場合は登記・届出事項、登録資本金の払込状況、資産状況、営業状況、企業の従業員人数、連絡方法等の情報を入力します（第 4 条）。なお、一部企業は年度報告だけでなく、会計士事務所の監査を経た年度監査報告も提出する必要があります（第 5 条、右囲み参照）。

一方の『中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿管理弁法（試行）』（以下『経営異常名簿弁法』という）は、規定の期限内に

年度監査報告の提出も必要となる企業

- ✓ 上場会社
- ✓ 国有独資会社および国有支配会社
- ✓ 引受登録資本金が 2000 万元以上の会社
- ✓ 通年の販売（営業）収入が 2000 万元以上の会社
- ✓ 金融、証券、先物、保険、投資、担保、出資金払込検査、評価、小額貸付、不動産開発、不動産ブローカー、留学仲介、教育研修（コンサルティング）、出入国仲介、国外労務派遣仲介、企業登記代理、中古物資回収、民用爆発物、花火・爆竹、建設施工等の経営活動に従事する会社制企業

（『年度報告弁法』第 5 条）

¹ 上海市法人一証通 <http://www.962600.com/>

年度報告を開示しない企業、または住所（経営場所）を通じて連絡を取れない企業を、企業信用情報開示システム上の「経営異常名簿」に記載すると規定しています（第 6 条）。さらに、報告開示義務を 3 年間履行しなかった企業は、「経営異常名簿」で永久記載扱いになるとともに、別途「重大な違法・規定違反企業リスト（ブラックリスト）」にも組み入れられます（第 15 条）。

「経営異常名簿」には、企業の名称、登録番号、法定代表者（責任者）の氏名、記載理由等が掲載され、一般開示されます（第 5 条）。名簿に記載された企業は、報告開示義務を履行した場合、名簿からの解除を申請することができます（第 9 条、第 10 条）。逆に義務を 3 年連続で履行しなかった場合、工商行政管理局はシステムを通じて公告と企業への通知を出し、企業が 30 日以内に義務を履行しなかった場合、企業を名簿に永久記載します（第 12 条）。

なお、『経営異常名簿弁法』は、永久記載された企業に対して個人的な責任を負う法定代表者（責任者）は、永久記載日から 3 年以内に他の企業の法定代表者（責任者）を担当してはならない、とする厳しい規定も盛り込んでいます（第 15 条）。

*

工商行政管理局による企業年次検査は、国家工商行政管理総局が 2014 年 2 月 14 日付で公布した『企業年次検査業務の停止に関する通達』（工商企字[2014]28 号）により、すでに全国レベルで廃止されており、同時に企業年度報告開示制度の実施が予告されています。そのため、『49 号通達』が明記している規定内容は、上海自由貿易区での先行実施の状況を反映させた上で、全国に拡大適用される可能性があります。

『49 号通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

（日本語仮訳）

上海市工商行政管理局

滬工商管[2014]49号

「中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）」、「中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿管理弁法（試行）」の印刷・配布に関する通達

自由貿易試験区分局：

ここに『中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）』、『中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿管理弁法（試行）』を印刷・配布する。遵守執行されたい。

上海市工商行政管理局

2014年3月3日

中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）

第1条 （目的・依拠）

政府の職能をさらに転換し、企業信用情報の開示を推進し、社会による監督を強化するため、『中華人民共和国会社法』、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』、『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』および『国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見』の関連規定に基づき、中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の実情と結び付け、本弁法を制定する。

第2条 （適用範囲）

試験区内で営業許可証を受領する企業法人、非法人企業およびその分支機構（以下「企業」という）の年度報告開示に、本弁法を適用する。

第3条 （定義）

本弁法がいう企業年度報告開示とは、試験区内の企業が毎年3月1日から6月30日までに、電子身分認証でログインする上海市工商行政管理局ポータルサイト（www.sgs.gov.cn）の企業信用情報開示システムを通じて工商行政管理機関に前年度の年度報告を送付した後、社会に開示することを指す。

当年に設立登記した企業は、翌年から年度報告を送付かつ開示する。

第4条 （年度報告情報開示）

企業法人の年度報告情報には、登記・届出事項、登録資本金の払込状況、資産状況、営業状況、企業の従業員人数および連絡方法等を含む。

非法人企業の年度報告情報には、登記・届出事項、資産状況、営業状況、企業の従業員人数および連絡方法等を含む。

企業の分支機構の年度報告情報には、登記・届出事項、営業状況、連絡方法等を含む。

上述の企業において、オンライン経営に従事する企業は、ウェブサイトもしくはインターネット店舗の名称、ウェブアドレス等の情報も申告しなければならない。

第5条 （監査要求）

以下のいずれかの企業に属する場合、会計士事務所が発行する年度監査報告も提出しなければならない。

- (1) 上場会社、
- (2) 国有独資会社および国有支配会社、
- (3) 引受登録資本金が 2000 万元以上の会社、
- (4) 通年の販売（営業）収入が 2000 万元以上（2000 万元を含む）の会社、
- (5) 金融、証券、先物、保険、投資、担保、出資金払込検査、評価、小額貸付、不動産開発、不動産ブローカー、留学仲介、教育研修（コンサルティング）、出入国仲介、国外労務派遣仲介、企業登記代理、中古物資回収、民用爆発物、花火・爆竹、建設施工等の経営活動に従事する会社制企業。

その他の企業も自発的の原則に基づき年度監査報告を提出することを奨励する。

第6条 （情報開示責任）

企業は、年度報告情報の真実性、合法性に対して責任を負う。

第7条 （年度開示手順）

企業年度報告は、電子化オンライン送付方式を実施する。すなわち、企業は電子身分認証を使用してオンライン提出、開示およびアーカイブを実現する。フローは以下のとおり。

- (1) ログイン。企業は、上海市工商行政管理局ポータルサイト（www.sgs.gov.cn）にアクセスし、法人「一証通」デジタル証書によりユーザーインターフェイスにログインする。

- (2) 記入。企業は、ユーザーインターフェイスにログインした後、「年度報告の記入」ボタンをクリックする。オンライン申告システムは、自動的に企業年度報告の様式を表示する。年度報告は、企業がオンラインで記入する。
- (3) 送付。企業は、記入内容が正確で完全であることを確認した後、「提出」ボタンをクリックする。
- (4) 開示。企業年度報告が提出された後、関連する年度報告情報は企業信用情報開示システムを通じて社会に開示される。

企業による年度報告の送付は、費用を納付する必要はない。

第8条 （情報開示の過誤修正）

企業がその開示した年度報告情報に過誤、遺漏が存在することを発見した場合、訂正を申請することができ、訂正前後の内容を同時に開示する。情報の間違い、遺漏により引き起こされた法律責任は企業が負い、企業はその申請する訂正内容の真実性、合法性に対して責任を負う。

企業年度報告開示情報は、年度報告期間内に修正を行わなければならない。

第9条 （情報に対する異議の処理）

いかなる単位および個人も、本弁法第4条に基づき開示される情報に真実状況の隠匿、粉飾欺瞞の状況が存在することを発見した場合、当該企業の登記に責任を負う工商行政管理機関に通報することができ、工商行政管理機関は法に基づき処理する。

第10条 （情報の共有）

いかなる単位および個人も、企業信用情報開示システムを通じて、オンライン上で企業年度報告開示情報を閲覧することができる。

政府関連部門は上海市法人情報共有応用システムを通じて、信用調査機構は政府公共信用情報サービスプラットフォームを通じて、企業年度報告等の関連情報を閲覧することができる。

第11条 （監督・検査）

工商行政管理機関は、企業年度報告の開示内容に対して抜取調査を行い、企業に真実状況の隠匿、粉飾欺瞞の状況が存在することを発見した場合、法に基づき処理しなければならない。

抜取検査の具体的な方法は、工商行政管理機関が別途規定する。

第12条 （法的結果）

工商行政管理機関は、規定の期限に基づき年度報告を開示しない企業を経営異常名簿に記載し、合わせて企業信用情報開示システムで社会に開示する。

企業が経営異常名簿に記載された日から３年以内に、年度報告開示義務を履行した場合、正常記載状態への回復を申請することができる。連続して３年、年度報告開示義務を履行しない場合、工商行政管理機関はそれを経営異常名簿に永久記載し、正常記載状態に回復させてはならず、合わせて重大な違法・規定違反企業リスト（「ブラックリスト」）に組み入れる。

第13条 （信用監督管理）

経営異常名簿に記載された企業およびこれに対して個人的な責任を負う法定代表者（責任者）の情報は、企業信用監督管理体系に組み入れる。

経営異常名簿に永久記載された企業に対して個人的な責任を負う法定代表者（責任者）は、企業が経営異常名簿に永久記載された日から３年以内に、その他の企業の法定代表者（責任者）を担当してはならない。当該企業の法定代表者（責任者）が、それが個人的な責任を負わないことを証明した場合を除く。経営異常名簿に永久記載された企業は、重大な違法・規定違反企業リスト（「ブラックリスト」）に組み入れ、合わせて企業信用情報開示システムで社会に開示する。

第14条 （関連用語の解釈）

本弁法における「法定代表者（責任者）」とは、企業法人の「法定代表者」、非法人企業の「責任者」、パートナーシップ企業の「パートナー」もしくは「事務執行パートナー」、個人独資企業の「投資家」、ならびに企業分支機構の「責任者」を指す。

第15条 （実施時期）

本弁法は、印刷・配布の日から施行する。

中国（上海）自由貿易試験区における企業経営異常名簿管理弁法（試行）

第1条 （目的・依拠）

政府の職能をさらに転換し、市場の監督管理体制を健全化し、社会による監督を強化するため、『中華人民共和国会社法』、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』、『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』および『国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見』の関連規定に基づき、中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の実情と結び付け、本弁法を制定する。

第2条 （適用範囲）

試験区内で営業許可証を受領する企業法人、非法人企業およびその分支機構（以下「企業」という）の経営異常名簿管理に、本弁法を適用する。

第3条 （定義）

本弁法がいう経営異常名簿とは、工商行政管理機関が規定の期限内に年度報告を開示しない、もしくは住所（経営場所）を通じて企業と連絡を取ることができない企業の状況を取りまとめて名簿とし、上海市工商行政管理局ポータルサイト（www.sgs.gov.cn）の企業信用情報開示システムを通じて社会に開示を行うことを指す。

第4条 （管理機関）

工商行政管理機関は、それが登記した企業の経営異常名簿を記載する。

第5条 （記載内容）

経営異常名簿の記載内容には、企業の名称、登録番号、法定代表者（責任者）の氏名、記載決定日および記載事由を含む。

第6条 （記載する状況）

工商行政管理機関は、以下のいずれかの状況がある企業を経営異常名簿に記載する。

- (1) 規定の期限に基づき年度報告開示義務を履行しない場合、
- (2) 住所（経営場所）を通じて連絡できない場合。

第7条 （住所もしくは経営場所の確認）

工商行政管理機関は、以下の企業の住所（経営場所）を立入検査しなければならない、現場で企業に連絡を取ることができない場合、住所への確認書の郵送を通じて確認を行わなければならない

ない。

- (1) 企業が新たに設立された、もしくは住所（経営場所）を変更した場合、
- (2) 工商行政管理機関の登記管理過程において住所（経営場所）を通じて連絡が取れない企業、
- (3) 公民、法人もしくはその他の組織が住所（経営場所）を通じて連絡が取れないと通報した場合。

第8条 （郵送の送達）

住所（経営場所）確認書の書留を郵送した日から 15 日以内に、企業が法定代表者（責任者）の署名した、もしくは公章を捺印した住所（経営場所）確認書を工商行政管理機関に提出した場合、連絡が取れたものとみなす。期限を超えて提出しない場合、住所（経営場所）を通じて連絡が取れないものとみなす。

第9条 （解除する状況）

企業が経営異常名簿に記載されて 3 年未満かつ以下のいずれかの状況に合致する場合、当該企業の登記に責任を負う工商行政管理機関に経営異常名簿からの解除を申請し、正常記載状態に回復することができる。

- (1) 規定の期限に基づき年度報告を開示しないことにより経営異常名簿に記載されたが、年度報告開示義務を履行した場合、
- (2) 住所（経営場所）を通じて連絡が取れないことにより経営異常名簿に記載されたが、住所（経営場所）変更登記を行った場合、または工商行政管理機関に異議を提出かつ証明資料を提供し、調査を経て事実であった場合、

第10条 （解除申請）

企業は、工商行政管理機関に経営異常名簿からの解除を申請する場合、申請表および関連資料を提出し、合わせて申請資料の内容の真実性に対して責任を負わなければならない。

第11条 （名簿からの解除）

工商行政管理機関は、企業が提出した解除申請に対して審査を行い、本弁法第 9 条が列挙する状況に合致している場合、企業を経営異常名簿から解除し、正常記載状態に回復させることができる。

工商行政管理機関が企業を経営異常名簿から解除した後、記載および解除情報記録は企業信用情報開示システムで開示を行う。

第12条 （永久記載および通知）

企業が連続して3年、工商行政管理局から経営異常名簿に記載された場合、永久記載しなければならない。

工商行政管理機関は、企業を経営異常名簿に永久記載する前に、企業信用情報開示システムを通じて公告を発布し、企業に経営異常名簿に永久記載予定である事実、理由および依拠を通知しなければならない。

第13条 （記載への異議）

工商行政管理機関が経営異常名簿への永久記載予定の公告を発布した日から30日以内に、企業は本弁法第9条の列举に合致する状況を有し、かつ工商行政管理機関が経営異常名簿から解除する決定を下した場合、経営異常名簿に永久記載しない。

第14条 （永久記載の決定）

工商行政管理機関が経営異常名簿への永久記載予定の公告を発布した日から30日が満了し、かつ本弁法第13条に列举する状況がない場合、工商行政管理機関は企業を経営異常名簿に永久記載する。

工商行政管理機関は、企業信用情報開示システムを通じて企業が経営異常名簿に永久記載された情報を開示する。

第15条 （信用監督管理）

経営異常名簿に記載された企業およびこれに対して個人的な責任を負う法定代表者（責任者）の情報は、企業信用監督管理体系に組み入れる。

工商行政管理機関は、経営異常名簿に永久記載された企業を重大な違法・規定違反企業リスト（「ブラックリスト」）に組み入れ、合わせて企業信用情報開示システムで社会に開示する。

経営異常名簿に永久記載された企業に対して個人的な責任を負う法定代表者（責任者）は、企業が経営異常名簿に永久記載されてから3年以内に、その他の企業の法定代表者（責任者）を担当してはならない。

第16条 （記載の撤回）

工商行政管理機関は、経営異常名簿への記載もしくは経営異常名簿への永久記載に対して過誤があった場合、事実確認を経た後、経営異常名簿への記載を撤回もしくは経営異常名簿への永久記載を撤回し、合わせて企業信用情報開示システムで記載内容および記載記録を取り消さな

なければならない。

第17条 （法律責任）

工商行政管理機関およびその業務人員が経営異常名簿への記載もしくは経営異常名簿への永久記載業務において職権を乱用し、職務を怠慢し、私情により不正を働いた場合、ならびに経営異常名簿への記載を撤回もしくは経営異常名簿への永久記載の業務を利用して他人の財物を要求もしくは取得またはその他の利益を貪った場合、直接責任を負う主管人員およびその他の責任人員に対し、法に基づき相応の責任を追及する。

第18条 （間連用語の解釈）

本弁法がいう「住所（経営場所）」とは、法に基づき登記かつ営業許可証に記載される企業法人の「住所」、非法人企業の「営業場所」、パートナーシップ企業の「主要経営場所」、個人独資企業の「住所」、ならびに企業分支機構の「営業場所」を指す。

本弁法がいう「法定代表者（責任者）」とは、企業法人の「法定代表者」、非法人企業の「責任者」、パートナーシップ企業の「パートナー」もしくは「事務執行パートナー」、個人独資企業の「投資家」、ならびに企業分支機構の「責任者」を指す。

第19条 （実施時期）

本弁法は、印刷・配布の日より施行する。

（中国語原文）

上海市工商行政管理局

沪工商管[2014]49 号

关于印发《中国（上海）自由贸易试验区企业年度报告公示办法（试行）》、 《中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）》的通知

自由贸易试验区分局：

现将《中国（上海）自由贸易试验区企业年度报告公示办法（试行）》、《中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）》印发给你们，请遵照执行。

上海市工商行政管理局

2014 年 3 月 3 日

中国（上海）自由贸易试验区企业年度报告公示办法（试行）

第一条 （目的依据）

为进一步转变政府职能，推进企业信用信息公示，强化社会监督，依据《中华人民共和国公司法》、《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》和《国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见》的有关规定，结合中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）实际，制定本办法。

第二条 （适用范围）

试验区内领取营业执照的企业法人、非法人企业及其分支机构（以下统称企业）的年度报告公示，适用本办法。

第三条 （定义）

本办法所称企业年度报告公示，是指试验区内企业应当在每年 3 月 1 日至 6 月 30 日，通过电子身份认证登录上海市工商行政管理局门户网站（[www. sgs. gov. cn](http://www.sgs.gov.cn)）的企业信用信息公示系统向工商行政管理机关报送上一年度年度报告后，向社会公示。

当年设立登记的企业，自下一年起报送并公示年度报告。

第四条 （年度报告信息公示）

企业法人的年度报告信息包括登记备案事项、注册资本缴付情况、资产状况、营运状况、企业从业人数及联系方式等。

非法人企业的年度报告信息包括登记备案事项、资产状况、营运状况、企业从业人数及联系方式等。

企业分支机构的年度报告信息包括登记备案事项、营运状况、联系方式等。

上述企业中，从事网络经营的企业还须申报网站或者网店名称、网址等信息。

第五条 （审计要求）

属于下列企业之一的，还须提交会计师事务所出具的年度审计报告：

- （一）上市公司；
- （二）国有独资公司和国有控股公司；
- （三）认缴注册资本在 2000 万元以上的公司；
- （四）全年销售（营业）收入在 2000 万元以上（含 2000 万元）的公司；
- （五）从事金融、证券、期货、保险、投资、担保、验资、评估、小额贷款、房地产开发、房地产经纪、留学中介、教育培训（咨询）、出入境中介、外派劳务中介、企业登记代理、废旧物资收购、民用爆炸物品、烟花爆竹、建筑施工等经营活动的公司制企业。

鼓励其他企业按照自愿原则提交年度审计报告。

第六条 （信息公示责任）

企业对年度报告信息的真实性、合法性负责。

第七条 （年报公示程序）

企业年度报告实施电子化网上报送方式，即企业使用电子身份认证实现网上提交、公示和存档，流程如下：

- （一）登录。企业登录上海市工商行政管理局门户网站（www.sgs.gov.cn），凭法人一证通数字证书登录用户界面。
- （二）填写。企业登录用户界面后点击“填写年度报告”按钮。网上申报系统将自动显示企业年度报告表式。年度报告由企业在线填写。
- （三）报送。企业确认填写内容准确完整后点击“提交”按钮。
- （四）公示。企业年度报告提交后，相关年度报告信息在企业信用信息公示系统向社会公示。

企业报送年度报告无需缴纳费用。

第八条 （信息公示纠错）

企业发现其公示的年度报告信息存在错误、遗漏的，可以申请更正，更正前后内容同时公示。因信息错误、遗漏引起的法律责任由企业承担，企业对其申请更正内容的真实性、合法性负责。

企业年度报告公示信息应当在年度报告期间内修改。

第九条 （信息异议处理）

任何单位和个人发现依照本办法第四条公示的信息存在隐瞒真实情况、弄虚作假情形的，可以向负责该企业登记的工商行政管理机关反映，由工商行政管理机关依法处理。

第十条 （信息共享）

任何单位和个人可以通过企业信用信息公示系统，在网上查阅企业年度报告公示信息。

相关政府部门可以通过上海市法人信息共享与应用系统，信用征信机构可以通过政府公共信用信息服务平台查阅企业年度报告等相关信息。

第十一条 （监督检查）

工商行政管理机关对企业年度报告公示内容进行抽查，发现企业存在隐瞒真实情况、弄虚作假情形的，应当依法处理。

抽查的具体办法由工商行政管理机关另行规定。

第十二条 （法律后果）

工商行政管理机关将未按规定期限公示年度报告的企业载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系统向社会公示。

企业自被载入经营异常名录之日起三年内履行年度报告公示义务的，可以申请恢复正常记载状态；连续三年未履行年度报告公示义务的，工商行政管理机关将其永久载入经营异常名录，不得恢复正常记载状态，并列入严重违法违规企业名单（“黑名单”）。

第十三条 （信用监管）

企业被载入经营异常名录以及对此负有个人责任的法定代表人（负责人）的信息，纳入企业信用监管体系。

对被永久载入经营异常名录的企业负有个人责任的法定代表人（负责人），自企业被永久载入

经营异常名录之日起三年内，不得担任其他企业的法定代表人（负责人）。该企业法定代表人（负责人）证明其不负有个人责任的除外。被永久载入经营异常名录的企业，列入严重违法违规企业名单（“黑名单”），并在企业信用信息公示系统向社会公示。

第十四条 （有关用语解释）

本办法中“法定代表人（负责人）”，是指法人企业“法定代表人”、非法人企业“负责人”、合伙企业“合伙人”或“执行事务合伙人”、个人独资企业“投资人”，以及企业分支机构“负责人”。

第十五条 （实施时间）

本办法自印发之日起施行。

中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）

第一条 （目的依据）

为进一步转变政府职能，健全市场监管体制，强化社会监督，依据《中华人民共和国公司法》、《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》和《国家工商行政管理总局关于支持中国（上海）自由贸易试验区建设的若干意见》的有关规定，结合中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）实际，制定本办法。

第二条 （适用范围）

试验区内领取营业执照的企业法人、非法人企业及其分支机构（以下统称企业）的经营异常名录管理，适用本办法。

第三条 （定义）

本办法所称企业经营异常名录，是指工商行政管理机关将企业未在规定期限内公示年度报告或通过住所（经营场所）无法与企业取得联系的情形汇集成名录，通过上海市工商行政管理局门户网站（www.sgs.gov.cn）的企业信用信息公示系统向社会予以公示。

第四条 （管理机关）

工商行政管理机关记载由其登记的企业经营异常名录。

第五条 （记载内容）

经营异常名录的记载内容包括企业名称、注册号、法定代表人（负责人）姓名、记载决定时间以及记载事由。

第六条 （载入情形）

工商行政管理机关应当将有下列情形之一的企业载入经营异常名录：

- （一）未按规定期限履行年度报告公示义务的；
- （二）通过住所（经营场所）无法联系的。

第七条 （住所或经营场所确认）

工商行政管理机关应当现场检查下列企业住所（经营场所），在现场未能联系到企业的，应当通过向住所（经营场所）邮寄确认函予以确认。

- （一）企业新设立或者变更住所（经营场所）的；

- (二) 工商行政管理机关在登记管理过程中通过住所（经营场所）无法联系企业的；
- (三) 公民、法人或其他组织反映通过住所（经营场所）无法联系的。

第八条 （邮寄送达）

自住所（经营地址）确认函挂号寄出之日起 15 日内，企业将法定代表人（负责人）签收或加盖公章的住所（经营场所）确认函交回工商行政管理机关的，视为已取得联系；逾期未交回的，视为通过住所（经营场所）无法联系。

第九条 （载出情形）

企业自被载入经营异常名录未满三年且符合下列情形之一的，可以向负责该企业登记的工商行政管理机关申请载出经营异常名录，恢复正常记载状态：

- (一) 因未按规定期限公示年度报告被载入经营异常名录，已履行公示年度报告义务的；
- (二) 因通过住所（经营场所）无法联系被载入经营异常名录，已办理住所（经营场所）变更登记；或向工商行政管理机关提出异议并提供证明材料，经查证属实的。

第十条 （载出申请）

企业向工商行政管理机关申请载出经营异常名录，应当提交申请表及相关材料，并对申请材料内容的真实性负责。

第十一条 （载出名录）

工商行政管理机关对企业提出的载出申请进行审核，符合本办法第九条所列情形的，应当将企业载出经营异常名录，恢复正常记载状态。

工商行政管理机关将企业载出经营异常名录后，载入和载出信息记录在企业信用信息公示系统予以公示。

第十二条 （永久载入及告知）

企业连续三年被工商行政管理机关载入经营异常名录的，应当永久载入。

工商行政管理机关将企业永久载入经营异常名录之前，应当通过企业信用信息公示系统发布公告，告知企业拟永久载入经营异常名录的事实、理由及依据。

第十三条 （载入异议）

自工商行政管理机关发布拟永久载入经营异常名录公告之日起 30 日内，企业有符合本办法第九条所列情形且工商行政管理机关作出决定载出经营异常名录的，不予永久载入经营异常名

录。

第十四条 （永久载入决定）

自工商行政管理机关发布拟作出永久载入经营异常名录公告之日起满 30 日，且无本办法第十三条所列情形的，工商行政管理机关应当将企业永久载入经营异常名录。

工商行政管理机关应当通过企业信用信息公示系统公示企业被永久载入经营异常名录信息。

第十五条 （信用监管）

被载入经营异常名录的企业以及对此负有个人责任的法定代表人（负责人）的信息，纳入企业信用监管体系。

工商行政管理机关应当将被永久载入经营异常名录的企业列入严重违法违规企业名单（“黑名单”），并在企业信用信息公示系统向社会公示。

对被永久载入经营异常名录的企业负有个人责任的法定代表人（负责人），自企业被永久载入经营异常名录三年内，不得担任其他企业法定代表人（负责人）。

第十六条 （记载撤销）

工商行政管理机关对载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录有误的，经核实后，应当撤销载入或者撤销永久载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系统取消记载内容和载入记录。

第十七条 （法律责任）

工商行政管理机关及其工作人员在载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，以及利用载入经营异常名录或者永久载入经营异常名录的工作，索取或者收受他人财物或者谋取其他利益的，对直接负责的主管人员和其他责任人员，依法依规追究相应责任。

第十八条 （有关用语解释）

本办法中“住所（经营场所）”，是指经依法登记并载于营业执照的法人企业“住所”、非法人企业“营业场所”、合伙企业“主要经营场所”、个人独资企业“住所”，以及企业分支机构“营业场所”。

本办法中“法定代表人（负责人）”，是指法人企业“法定代表人”、非法人企业“负责人”、合伙企业“合伙人”或“执行事务合伙人”、个人独资企业“投资人”，以及企业分支机构“负责

人”。

第十九条 （实施时间）

本办法自印发之日起施行。